

ひだしんさるぼぼ倶楽部 利用者規約

飛驒信用組合（以下「ひだしん」といいます。）は、ひだしんさるぼぼ倶楽部の運営及びその利用に関して、以下のとおり規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

◎ 総則

第1条（定義）

本規約において「利用者」とは、ひだしんからひだしんさるぼぼ倶楽部の利用者登録を受けてひだしんさるぼぼ倶楽部を利用する者をいいます。

- 2 本規約において「ファミリー店」とは、ひだしんが別途定める「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店規約」に基づいてファミリー店登録を行ったものをいいます。

第2条（規約の適用）

本規約は、ひだしんさるぼぼ倶楽部の利用者及び利用申込者に適用されます。

- 2 ひだしんがひだしんさるぼぼ倶楽部 に関して利用者に対して発する次条第1項の通知及び名目の如何に係らずひだしんがひだしんさるぼぼ倶楽部の利用者に関して別途定める規定等は、本規約の一部 を構成するものとします。
- 3 利用者は、本規約の内容に同意した上でひだしんさるぼぼ倶楽部を利用するものとし、その利用にあたっては、法令、通達、公序良俗等（以下「法令等」といいます。）並びに本規約、前項の通知及び規定等（以下「本規約等」といいます。）を遵守するものとします。

第3条（ひだしんからの通知）

ひだしんは、ひだしんホームページ（以下「ホームページ」といいます）上への掲載その他ひだしんが適当と判断する方法により、ひだしんさるぼぼ倶楽部に関し、利用者に対して随時必要な事項を通知します。

- 2 前項の通知は、ひだしんが当該通知の内容をホームページ上に掲載した時点より効力を生じるものとします。

第4条（規約の変更）

ひだしんは、事前の告知を要することなく、かつ利用者の承諾なしに、本規約を変更することができます。この場合には、ひだしんさるぼぼ倶楽部の利用条件は、変更後の本規約によります。

- 2 ひだしんは、前項の変更後の本規約を、第3条1項に定める方法により掲載するものとし、当該規約は、それが掲載された時点より、効力を生じるものとします。

◎利用者登録

第5条（利用者登録）

ひだしんが別途定める基準により利用申込が可能な者を定め、利用申込者は、本規約等の内容を理解し、同意した上で、必要事項を記入した利用申込書を提出して、ひだしんさるぼぼ倶楽部の利用者登録を申込みものとします。

- 2 利用者は、重ねて第1項の申込をすることはできません。
- 3 第1項の申込を受けたひだしんは、利用申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者登録しないことができるものとします。
 - (1) 過去に本規約の違反等により利用者登録を取り消されたことがある場合又は第1項の申込に対し利用者登録されなかったことがある場合
 - (2) 利用申込者が次のいずれかに該当する者である場合
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等
 - ⑥その他前各号に準ずる者

- (3) 利用申込者が自ら又は第三者（国内外を問わず、又、利用者に限りません。以下同じとします。）を利用して次のいずれかに該当する行為をした者である場合
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、ひだしんの信用を毀損し、又はひだしんの業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (4) その他利用者登録することが不相当とひだしんが判断する場合
- 4 ひだしんは、前項の規定に基づいて利用者登録しない場合を除いて、利用者に対し、ひだしんさるぼぼ倶楽部 の利用を開始するのに必要な会員証を発行するものとします。
 - 5 ひだしんが利用者登録しないこととした場合であっても、ひだしんはその理由を開示する義務を負いません。又、利用申込者は、利用者登録されないことについて異議申立等を行うことはできません。
 - 6 利用者は、申込時に利用申込書に記載した内容に変更が生じた場合には、すみやかに、ひだしん所定の方法により、「『ひだしんさるぼぼ倶楽部』変更・終了等届出書」を提出して、ひだしんに対して変更の届出をするものとします。
 - 7 利用者が前項の届出を怠ったために生じた損害については、ひだしんは、一切責任を負いません。

◎ひだしんさるぼぼ倶楽部の利用

第6条（会員証等）

利用者は、法令等及び本規約等の定めに従い、会員証を使用して、ひだしんさるぼぼ倶楽部を利用することができます。

- 2 利用者は、会員証を適切に管理する義務を負い、第三者に対して貸与してはなりません。

会員証の管理不十分、使用上の過誤等により生じた損害の責任は、利用者が負うものとし、ひだしんは、一切責任を負いません。

- 3 利用者の会員証を使用してひだしんさるぼぼ倶楽部が利用された場合には、当該利用は当該会員証にかかる利用者によってなされたものとみなし、当該利用者は、当該利用に基づく一切の債務、責任等を負担するものとします。
- 4 利用者は、会員証を紛失した場合には、ひだしん所定の手続を経た上で、会員証の再発行を受けることができます。

第7条（ひだしんさるぼぼ倶楽部利用上の注意）

利用者は、ひだしんさるぼぼ倶楽部を利用するにあたっては、法令等及び本規約等を遵守し、自らの責任でこれを利用するものとします。

第8条（自己責任の原則）

利用者は、ひだしんさるぼぼ倶楽部の利用に伴い第三者から問合せ、クレーム等があった場合その他紛争が生じた場合には、すべて自己の責任と費用負担において解決するものとします。

- 2 利用者は、他の利用者に対する要望、疑問、クレーム等がある場合には、当該他の利用者に対して直接その旨を通知するものとし、その結果については、すべて自己の責任と費用負担において解決するものとします。
- 3 利用者は、自らのひだしんさるぼぼ倶楽部の利用（本規約等上の義務を履行しないことを含みます。）によりひだしんその他第三者に対して損害を与えた場合には、すべて自己の責任をもって損害を賠償するものとします。

第9条（情報の利用）

利用者は、ひだしんさるぼぼ倶楽部を利用することにより得た情報を、ひだしん及び当該情報の掲載者が事前に承認した場合を除き、著作権法により認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版等のために利用することはできません。

第10条 (禁止事項)

本規約の他の規定で定めるもののほか、利用者はひだしんさるぼぼ倶楽部を利用して次の各号の行為をしてはならないものとします。

- (1) ひだしんその他第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) ひだしんその他第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) ひだしんその他第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はこれらの者の名誉もしくは信用を毀損する行為、詐欺等の犯罪に結びつく行為、あるいは結びつくおそれのある行為
- (4) 他の利用者もしくはひだしんの同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により、他の利用者の情報を収集する行為
- (5) 法令に基づく監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合において、当該手続きを履行せず、その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある場合
- (6) 上記各号のほか、法令等及び本規約等に違反する行為、ひだしんさるぼぼ倶楽部の運営を妨害する行為又はひだしんその他第三者に不利益を与える行為
- (7) 上記各号の行為に準ずる行為

◎ひだしんの義務

第11条 (ひだしんによる個人情報の取扱)

ひだしんは、法令等、本規約等及びプライバシーポリシーに従い、適切に利用者の個人情報を取り扱うものとします。

- 2 利用申込書その他本規約等に基づき利用者又は利用申込者がひだしんに提出する書類(以下この項において「利用申込書等」といいます。)に記載された情報は、ひだしんによる申込等の承認等の判断、ひだしんさるぼぼ倶楽部の運営並びにひだしんが提供するサービスに関するお知らせ等のために利用します。又、ひだしんが利用申込書等を受け取る際に利用者又は利用申込者に明示した利用目的がある場合には、利用申込書等に記載された情報は当該利用目的のために利用します。

◎利用者登録の抹消等

第12条 (利用者登録抹消の届出)

利用者は、ひだしんさるぼぼ倶楽部の利用を終了しようとする場合には、ひだしん所定の方法により、「『ひだしんさるぼぼ倶楽部』変更・終了等届出書」を提出して、利用者登録抹消の届出を行うものとします。

第13条 (利用の停止及び利用者登録の抹消)

ひだしんは、利用者について次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、何らの通知等を行うことなく、当該利用者のひだしんさるぼぼ倶楽部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 利用申込書等に記載された情報に虚偽が含まれていた場合又はその疑いにより調査の必要が生じた場合
 - (2) ひだしんさるぼぼ倶楽部の利用にあたり、法令等又は本規約等に違反する行為を行った場合又はその疑いにより調査の必要が生じた場合
 - (3) 電話等による連絡がとれない場合又は届出のあった利用者の住所地に宛てて発送した郵便物が返送された場合
 - (4) その他ひだしんさるぼぼ倶楽部の利用者として不適當であるとの疑いがあり、調査の必要が生じた場合
- 2 ひだしんは、利用者について次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、何らの通知等を行うことなく、当該利用者の利用者登録を抹消することができるものとします。

- (1) 法令等若しくは本規約等に違反し、又はこれらに基づく義務の全部若しくは一部を履行せず、ひだしんが相当の期間を定めてその是正等を催告したにもかかわらず、当該期間内には是正等がなされない場合
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又はこれらに類する倒産手続の開始の申立があった場合
 - (3) 利用者の財産につき差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てがあった場合又は滞納処分を受けた場合
 - (4) 支払停止若しくは支払不能となった場合又は手形若しくは小切手の不渡りがあった場合
 - (5) 利用者が死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判が行われた場合
 - (6) その他ひだしんさるぼぼ倶楽部 の利用者として著しく不適當であるとひだしんが判断する場合
- 3 第9条から第11条までの規定は、利用終了後も効力を有するものとします。

◎サービスの変更、停止、終了

第14条 (ひだしんさるぼぼ倶楽部 の内容等の変更)

ひだしんは、ひだしんさるぼぼ倶楽部の運営及び保守管理、変更、改善、改良等の必要がある場合には、利用者にひだしんのホームページへの掲載又はひだしん所定の方法で事前に告知した上で、その内容・名称等を変更することができるものとします。

- 2 前項の変更等によって利用者に何らかの損害が生じた場合であっても、ひだしんは、一切の責任を負いません。
- 3 ひだしんは、前項各号のいずれか又はその他の事由に基づいてひだしんさるぼぼ倶楽部の提供を停止したことにより利用者に損害が発生した場合であっても一切の責任を負いません。

第15条 (ひだしんさるぼぼ倶楽部 の提供の終了)

ひだしんは、ひだしんのホームページへの掲載又はひだしん所定の方法で事前に告知した上で、ひだしんさるぼぼ倶楽部 の全部又は一部の提供を終了することができるものとします。

- 2 ひだしんは、ひだしんさるぼぼ倶楽部 の提供を終了したことにより利用者に損害が発生した場合であっても一切の責任を負いません。

◎雑則

第16条 (誠実協議条項)

ひだしん及び利用者は、本規約等の内容又は本規約等に定めのない事項につき疑義が生じた場合には、互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。

附則

本規約は、【ひだしんさるぼぼ倶楽部 の提供開始の日】から実施します。